

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続等を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定めるために必要な手続等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「指定特定非営利活動法人」とは、指定（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。）を受けた特定非営利活動法人をいう。

(指定の申出)

第3条 地方税法第314条の7第3項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式。以下「指定申出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号。以下「神奈川県指定手続等条例」という。）第7条第1項の規定による地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めた旨の書面の写し
- (2) 神奈川県知事に提出した神奈川県指定手続等条例第3条第1項の申出書の写し及び同条第2項各号に掲げる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(指定のために必要な手続を行う基準)

第4条 町長は、指定申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

- (1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）別表に定める特定非営利活動法人であること。
- (2) 町内で特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動（以下「特

定非営利活動」という。)を行う特定非営利活動法人であること。

(指定の通知等)

第5条 町長は、指定があつたときはその旨を、前条の規定による指定のための必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかつたときはその旨及びその理由を、指定申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

2 町長は、指定があつたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所及び神奈川県内の事務所の所在地
- (4) 指定の効力を生じた年月日
- (5) 指定の効力の有効期限
- (6) 当該指定特定非営利活動法人が現に行っている事業の内容
- (7) 活動地域
- (8) その他町長が別に定める事項

(指定の更新の申出)

第6条 指定の効力の有効期限を経過した日以後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、神奈川県指定手続等条例第9条第2項において準用する神奈川県指定手続等条例第7条第1項の規定による地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることを更新した旨の書面(第1号において「県指定更新書という。」)の受理後、速やかに、指定特定非営利活動法人指定更新申出書(第2号様式。以下「更新申出書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 県指定更新書の写し
- (2) 神奈川県指定手続等条例第9条第2項の規定において準用する神奈川県指定手続等条例第3条第1項の申出書の写し及び神奈川県指定手続等条例第9条第2項の規定において準用する神奈川県指定手続等条例第3条第2項各号に掲げる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前2条の規定は、前項の指定の更新の申出について準用する。

(変更の届出等)

第7条 指定特定非営利活動法人は、指定申出書若しくは更新申出書又は第3条各号若し

くは第6条各号に掲げる書類に記載された事項に変更が生じたときは、指定特定非営利活動法人指定申出事項等変更届（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による届出が第5条第2項第1号又は第3号に掲げる事項（主たる事務所の所在地に限る。）の変更によるものであるときは、町長は、指定特定非営利法人の名称等の変更のために必要な手続を行うものとする。

（法人及び事業の概要報告書の提出）

第8条 指定特定非営利活動法人は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、指定特定非営利活動法人及び事業の概要報告書（第4号様式）を町長に提出するものとする。ただし、神奈川県知事に神奈川県指定手続等条例第15条第1項に規定する法人及び事業の概要報告書を提出したときは、当該報告書の写しを町長に提出することをもって、これに代えることができる。

（指定の取消しのために必要な手続を行う基準等）

第9条 町長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うものとする。

- (1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表に定める特定非営利活動法人でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。
- (3) 第6条第1項の指定の更新の申出をしなかったとき。
- (4) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。
- (5) 指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。

2 町長は、指定特定非営利活動法人が町内で特定非営利活動を行わなくなったときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

3 第1項第4号に規定する申出は、指定特定非営利活動法人指定取消申出書（第5号様式）により行うものとする。

4 町長は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知するものとする。

5 町長は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を周知するものとする。

（実施細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、特定非営利活動法人を指定するための手続等に関し、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。